

米国金融規制改革法紛争鉱物規制と グローバル SCM への影響

石川 実 令

1. はじめに

サプライチェーン・マネジメント (supply chain management ; 以下では SCM) とは、原材料供給者、部品・中間財供給者、製造業者 (組立製造業者のこと)、卸売業者、小売業者、そして最終顧客までの一連の供給連鎖 (サプライチェーン) を「全体最適化」を求めて管理することである¹。従来、SCM の議論では、経済的な側面、すなわち納期や (主に在庫にかかる) コストの削減が重要な要素を占めていた²。しかしながら、近年、これに環境や人権への配慮といった企業の社会的責任 (corporate social responsibility ; 以下では CSR) を構成する要素を新たに加える考え方が広がりつつある³。そして、取引先のネットワークを通じて企業自身が、他の企業 (取引先企業) に働きかけたり、インセンティブを与えたりすることで CSR を促進しようとする動きは「責任ある SCM (responsible supply chain management)」と呼ばれる⁴。

本稿は、責任ある SCM を後押しするハードローとして、2010年7月に成立した米国金融規制改革法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010) 第1502条のいわゆる紛争鉱物規制を取り上げる⁵。同規制は、鉱物サプライチェーンにおける人権問題への国際社会の関心の高まりを受けて制定されたものである。以下ではまず、規制の背景にどのような問題があるのかを確認する。次いで、人権問題をめぐる国際的な法規制の動向と紛争鉱物規制の概要を考察する。それから、同規制がグローバル SCM にどのような影響を及ぼすのかを検討する。

2. 鉱物サプライチェーンと人権問題

(1) 紛争鉱物規制の背景

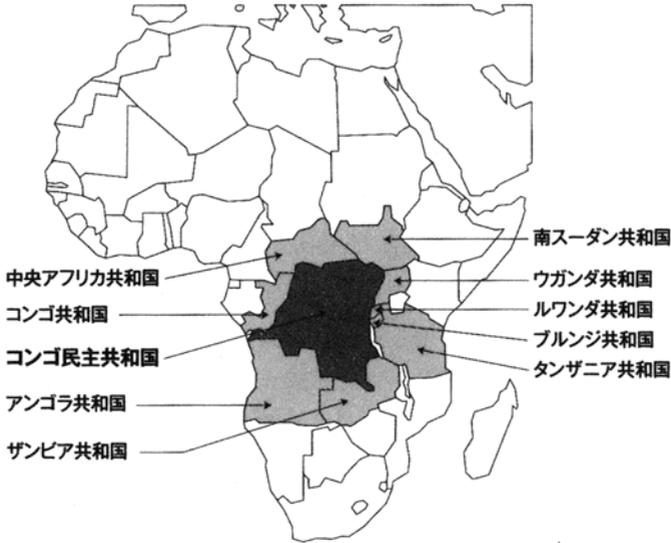
紛争鉱物規制は、米国に上場している企業であって、製造または製造委託する製品の機能または製造にコンゴ民主共和国及び周辺国を原産地とする紛争鉱物（conflict mineral）を必要とする者に対し、紛争鉱物の使用について米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission；以下ではSEC）へ報告することを義務づけるものである⁶。ここで紛争鉱物とは、錫、タンタル、タングステン、金の4種類を指す。錫ははんだの原料になり、タンタルはほとんどの電子機器に使用されるコンデンサーの原料となる（図表1を参照のこと）。タングステンや金も広く電子機器に使用されている。また、周辺国とは、国際的に認められた国境をコンゴ民主共和国と共有する国を意味しており、具体的には、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、アンゴラ共和国、ザンビア共和国、タンザニア共和国、ブルンジ共和国、ルワンダ共和国、ウガンダ共和国、南スーダン共和国の9カ国を指す（図表2を参照のこと）。

図表1 紛争鉱物の主な用途

鉱物	使用産業	主な用途
錫	<ul style="list-style-type: none">・電子機器・自動車・産業機器・建設	<ul style="list-style-type: none">・パイプ・回路接合用のはんだ・鉄鋼の錫メッキ・合金（銅、真鍮、ピューター）
タンタル	<ul style="list-style-type: none">・電子機器・医療機器・工具・産業機器・航空宇宙産業	<ul style="list-style-type: none">・コンデンサー・カーバイド工具・ジェットエンジン部品
タングステン	<ul style="list-style-type: none">・電子機器・照明・産業機器	<ul style="list-style-type: none">・金属ワイヤー、電極、接触子・加熱、溶接・電球のフィラメント・携帯電話のパイプレーター部品
金	<ul style="list-style-type: none">・宝飾品・電子機器・航空宇宙産業	<ul style="list-style-type: none">・宝飾品・電気メッキ、IC配線・電子部品のワイヤーボンディング

（出所）『日経エコロジー』2013年1月、30ページ。

図表 2 コンゴ民主共和国及び周辺国



(出所) KPMG/ あずさ監査法人 (2013)、61 ページ、図表 3-1。

この規制が生まれた背景には、コンゴ民主共和国及び周辺国を原産地とする紛争鉱物の開発や取引は、コンゴ民主共和国東部における深刻な暴力、特に性的暴行やジェンダーに基づく暴力により特徴づけられる紛争の資金調達に一役買っており、この地域での人道上、急を要する事態の一因となっているとの米国連邦議会の認識がある⁷。1990年代、コンゴ民主共和国東部とその周辺では3つの紛争が起きている⁸。第1にルワンダ大虐殺(1994年)、第2に第一次コンゴ戦争(1996～97年)、第3に第二次コンゴ戦争(1998～2003年)である。そして、第二次コンゴ戦争が始まった1998年以来、コンゴ民主共和国では540万人(推定)が紛争により死亡している⁹。紛争鉱物がどの程度、武装集団(armed group)の資金調達に役立っているのかについて、公式の統計はないものの、国際連合(United Nations: 以下では国連)の高官によれば、一般的には、鉱物の

取引がコンゴ民主共和国東部の武装集団の収益に占める割合は20～40%である¹⁰。

(2) コンゴ民主共和国における人権問題

コンゴ民主共和国における人権侵害を示す1つの指標として、国連開発計画 (United Nations Development Programme) が発表している「人間開発指数」をあげることができる。これによれば、コンゴ民主共和国は人間開発が最も遅れている国である (2014年には187カ国中186位)¹¹。それでは、コンゴ民主共和国ではどのような人権問題が生じているのだろうか。以下では、国際非政府組織「Free the Slaves」(以下ではFTS) が2011年6月に発行した報告書を手がかりに、「コンゴ民主共和国国内の鉱山における奴隷状態」を確認しておこう¹²。なお、人権の国際的な基準として、1948年に国連で採択された「世界人権宣言」をあげることができる。これはすべての国の人々が持っている多くの権利を内容としており、奴隷からの解放も含まれる (第4条「何人も、奴隷にされ、または苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する」; 図表3を参照のこと)¹³。

同報告書では、奴隷状態を以下の7タイプに分類している。第1に、武装集団による強制労働 (forced labor slavery enforced by armed groups) である¹⁴。その1つの形態は、武装集団に銃を突き付けられ、捕らえられ、虐待され、脅され、働かされることである。主に、鉱物の採掘や鉱石の運搬・処理に従事させられる。もう1つは、「サロンゴ (salongo)」(「労働」を意味する) と呼ばれる強制労働のシステムであり、鉱山労働者は、ある特定の日 (しばしば毎週の同一曜日) に指定された職員のために働くことを強要される。このシステムは元々、地元部族リーダーや公共事業へ奉仕するという伝統的慣習に起源があるが、この慣習を武装集団が悪用している。

図表3 「世界人権宣言」に基づく基本的人権

第1条	平等権	第16条	結婚し家族を持つ権利
第2条	差別からの自由	第17条	財産を所有する権利
第3条	生命、自由、人間の安全保障の権利	第18条	思想と宗教の自由
第4条	奴隷からの解放	第19条	意思と情報の権利
第5条	拷問及び品位を傷つける扱いからの自由	第20条	平和的な集会と結社の自由
第6条	法の下で人として認められる権利	第21条	政治と自由な選挙に参加する権利
第7条	法の下における平等の権利	第22条	社会保障を受ける権利
第8条	権限を有する裁判所により救済される権利	第23条	望ましい仕事を得、労働組合に加入する権利
第9条	恣意的な逮捕や追放からの自由	第24条	休暇と余暇を得る権利
第10条	公正な公開審理を受ける権利	第25条	十分な生活水準を保持する権利
第11条	有罪が立証されるまで無罪と推定される権利	第26条	教育を受ける権利
第12条	プライバシー、家族、家庭及び通信への干渉からの自由	第27条	社会の文化的生活に参加する権利
第13条	国内外における住居の自由の権利	第28条	世界人権宣言を実現させる社会秩序への権利
第14条	迫害からの庇護を他国に求める権利	第29条	自由で完全な発展に不可欠な社会への義務
第15条	国籍を得、あるいは変更する権利	第30条	上述の諸権利に対する国家ないし個人の干渉

(出所) 国連広報センターホームページ「世界人権宣言テキスト」

2015年7月13日アクセス；海野(2014)、48ページ、図表を一部修正。

第2に借金漬けの束縛 (debt bondage slavery) であり¹⁵、最も一般的な奴隷状態の1つになりつつある。これは、債務者とされた人々が「借金の違法性」に気づかず、必要のない返済のために働き続けることである。債権者は、主に鉱物取引に関わる地元商人で、立坑あるいは坑道監督などの仕事にも関わっている。そして、彼らは裏金を使って兵士や警察を動かすため、「恣意的な逮捕と拘置」が当たり前のように行われている。

第3に謂れなきただ働き (peonage slavery) であり¹⁶、武装団体のメンバーや警察などが、突然、理由もなく個人を逮捕することから始まる奴

隷状態である。逮捕により、①武装した警備官の監督下に置かれ、囚人として働かされること、②偽の裁判・聴取が行われ、そこで刑を言い渡され、囚人として鉱山労働に就かされること、③有罪判決が言い渡され、罰金を支払うことができず、結局、罰金返済のために鉱山労働者として働き続けることになる。

第4は性的奴隷 (sexual slavery)¹⁷、第5は強制結婚 (forced marriage) である¹⁸。前者については、少女たちがバーやレストランの店主らに騙され、犠牲者となっている。店主らは村々を訪ね、各家庭の両親に「鉱山の近くで働く正規の雇用である」といった説明を行い、少女たちを集める。しかしながら、少女たちが働き始めると店主らは給与の支払いを拒み、「来店客に自分を見せる機会」を提供しているので、そこから先は自分で稼ぐよう告げるという。後者については、武装集団に誘拐された少女たちが犠牲者となっている。

第6は、武装集団による児童動員 (recruitment and use of children by armed forces and groups) である¹⁹。児童は兵士や護衛兵として動員され、あるいは建設現場の労働者、売り子などとして駆り出されている。第7は児童労働 (child slavery) であり²⁰、鉱山関連の危険な仕事に従事させられている。採掘場では体が小さい子供たちは狭い立坑をくぐり抜け、近づくのが難しい所にある鉱物を採掘することができるので、重宝がられているという。

もっとも、奴隷状態が以上の7タイプに明確に分けられ、いずれか1つの範疇に入るということではない。多くの場合、奴隷は2つ以上のタイプにまたがっており、例えば、ある子供は家族が借金漬けになったことで謂れなきただ働きに駆り出されるというように、複数タイプの奴隷状態にある²¹。

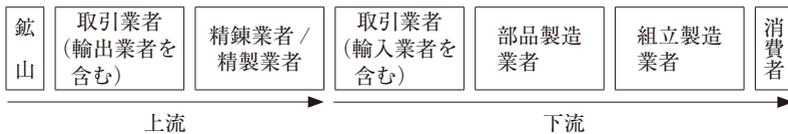
(3) 紛争鉱物サプライチェーン

紛争鉱物は、以上のような「奴隷状態」に置かれた人々の手で採掘された後、世界中に広がる複雑なサプライチェーンへと流れ込む（図表4を参

照のこと)。まず、地元の取引業者へ売却され、輸出業者を経て、国外へ運び出される。そして、世界に約 500 カ所あるといわれる精錬所 / 精製所で²²、他の産地の鉱物と混ぜ合わせられる。そうして精錬 / 精製された鉱物は、もはや紛争鉱物を使用しているのかどうか分からなくなる。鉱物サプライチェーンは精錬業者 / 精製業者を境に上流と下流に分けられるが、サプライチェーンの下流において、紛争鉱物を含む可能性のある鉱物は、取引業者を経て、素材メーカー、部品メーカー、完成品メーカーへと連鎖的に売却され、最終的には私たち消費者の手に渡ることになる。

紛争鉱物規制は、鉱物サプライチェーンの下流に位置する組立製造業者や部品製造業者（但し米国上場企業）に、紛争鉱物の使用の有無について情報開示するよう義務づけるものである。従来、CSR は企業が「自主的」に取り組むべきものと考えられてきた。特に人権侵害については、まず国家が責任を負うべき問題であり、企業が責任を負うべき問題とはみなされてこなかった²³。1980 年代までは、資本提携関係にない限り、事業を委託した先の企業で人権侵害に当たるような慣行が行われていても、委託した企業の責任が問われることはほとんどなかった²⁴。しかしながら、1990 年代以降、企業活動のグローバル化と外部委託（outsourcing）が進展したことを背景に、この傾向に変化がみられるようになり、企業がサプライチェーンを遡ってその責任を問われるようになった。

図表 4 鉱物サプライチェーン



(出所) 日本貿易振興機構 (2014)、3 ページ、図 1 を一部修正。

3. 国際的な法規制の動向と紛争鉱物規制の概要

(1) ビジネスと人権に関する指導原則

1990年代、国連では企業と人権に関する問題がより頻繁に取り上げられるようになった²⁵。その中で、「人権の促進、尊重、保護といった人権上の義務を国家だけでなく企業にまで課す」（企業の人権保障義務）といった議論が出てくるようにまでなった。しかしながら、産業界などの反発もあり、これは実を結ばなかった。そこで、2005年、国連人権委員会（2006年3月に人権理事会に改組）は国連事務総長特別代表という新たなポストを設け、その特別代表に「人権と多国籍企業その他事業体」に関する新たな視点からの議論を始めるよう要請した。その職に就いたのが、ハーバード大学のジョン・ジェラルド・ラギー（John Gerard Ruggie）である。

ラギー特別代表のリーダーシップの下、国連人権理事会では、2005年から2011年にかけて、ビジネスと人権の問題について集中的に議論が行われた。そして、その成果物である「人権の保護・尊重・救済の枠組みに関する指導原則」（以下では指導原則）には、「人権を尊重する企業の責任」が盛り込まれた。これは5つの基本原則と4つの実践原則からなるが、以下では基本原則について整理しておこう。

第1に、企業は人権を尊重しなければならない²⁶。それは、他者の人権侵害を避けることであり、自身に関わる人権上の悪影響に対応することを指す。第2に、企業の人権尊重責任は、国際的に認められている人権の尊重を意味する²⁷。それは、少なくとも「国際人権章典」に示された諸権利であり²⁸、かつ「労働における基本的原則及び権利に関するILO（International Labour Organization: 国際労働機関）宣言」で掲げられた基本的権利に関する諸原則を指す。

第3に、人権尊重責任として、企業は（a）自身の活動が人権侵害を引き起こさないよう、あるいは人権に悪影響を及ぼさないよう行動しなければならず、仮にそれが起こる場合には、かかる悪影響に対処しなければ

らない²⁹。また企業は (b) 例え人権に悪影響を及ぼさなくても、自身の活動や財・サービスが直接的に人権への悪影響と結びつくのであれば、これを軽減するよう努力しなければならない。

第4に、人権尊重は、企業の規模、業種、事業上の脈略、所有や構造などの諸要因に関係なく、すべての企業に求められる責任である³⁰。しかしながら、企業が責任を果たす上で用いる手段の規模や複雑さは、これら諸要因に応じて、また人権への悪影響の程度に応じて多様化してくる。

第5に、人権尊重の責任を果たすため、企業はその規模や状況を踏まえた指針やプロセスを社内に構築しなければならない³¹。それには (a) 人権尊重責任を果たす決意を表明した指針、(b) 人権への影響を把握・防止・軽減できる、またはそれにどのように対処するかを説明できるデュー・ディリジェンス・プロセス (due diligence process)、そして (c) 自身が引き起こした、あるいは悪影響を及ぼした人権上の問題を正すための匡正プロセスが含まれる。

ラギーによれば、指導原則はハードローとソフトローの両方の要素が含まれているものの、国際条約ではない³²。企業関連の害悪に対して人権の保護を強化するための、規範的なプラットフォームであり、ハイレベルの政策の処方箋である。そして、それは、国際人権保障制度が、国と個人だけでなく、企業にも及ぶように発展していくための基礎を提供するものである。この指導原則がCSRの議論に与えたインパクトは大きいと考えられている。事実、指導原則は次節で取り上げる経済協力開発機構 (Organization for Economic Co-operation and Development ; 以下ではOECD) の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」(以下ではOECDガイダンス) にも少なからず影響を及ぼしている³³。

(2) 紛争鉱物をめぐる国際的な法規制の動向

図表5は、紛争鉱物に関する米国、OECD、そして欧州連合 (European

Union；以下ではEU)の法規制の動向をまとめたものである。本稿の目的は米国の紛争鉱物規制がグローバルSCMに及ぼす影響を検討することにあるので、以下では、米国の規制をOECDガイダンス及びEU規制案と適宜比較することで、その内容を確認しよう。なお、報告内容については次節に譲る。

第1に、規制対象者は米国に上場し、製造または製造委託する製品の機能または製造にコンゴ民主共和国及び周辺国を原産地とする紛争鉱物を必要とする企業である。製造委託されているかどうかの判断は、製品の製造に関して行使する「影響力の程度」に依存する³⁴。すなわち、①第三者が生産する汎用的な製品にブランド、ロゴまたはラベルを貼るだけの報告企業、②第三者が製造した製品をサービス、保守または修理する報告企業、そして③製品の製造に直接関わらない契約条件を製造業者に指定するまたは製造業者と取り決める報告企業は、製造委託しているとはみなされない。

第2に、SECに対する報告が義務づけられていることである。罰則なしの開示義務とはいえ、義務づけがなされたことは、OECDガイダンスやEU規制案と比べた場合、大きな特徴をなしている。第3に紛争鉱物については、今後、国務長官の判断により対象が増えていく可能性を示している。第4に、規制対象地域を特定している。このことがもたらすであろう影響については、次章で述べることとする。

第5に、規制の目的がコンゴ民主共和国の武装集団の資金源を断つことに置かれていることである。すなわち、武装集団の資金源を断てば、武力紛争は終わり、コンゴ民主共和国における人権問題は解決の方向に向かうと考えられている。コンゴ民主共和国における人権問題が取り上げられるとき、一般に、その元凶は武装集団にあるといわれる。豊富な資源の存在が紛争を引き起こしているのではなく、暴力的な紛争の結果として資源開発が行われているのであり³⁵、この意味において、武装集団の資金源を断てば紛争は収束し、敷いては「奴隷状態」を利用した鉱物サプライチェーンはなくなるかもしれない。

図表 5 紛争鉱物をめぐる国際的な法規制の動向

	米国紛争鉱物規制 (2010年7月)	OECD ガイダンス (2010年12月)	EU 規制案 (2014年3月)
規制対象者	米国に上場し、製造または製造委託する製品の機能または製造にコンゴ民主共和国及び周辺国産の紛争鉱物を必要とする企業	鉱物サプライチェーンにおいて、紛争地域から調達される鉱物を供給もしくは使用するすべての企業	該当する鉱物をEUに輸入する業者
義務づけ	SEC に対する報告義務	CSR の一環とし、義務づけではない	自己認証制度とし、義務づけではない
紛争鉱物	錫、タンタル、タングステン、金 その他、国務長官が武装勢力の資金源になると認めたもの	錫、タンタル、タングステン、金	錫、タンタル、タングステン、金
規制対象地域	コンゴ民主共和国及び周辺国	紛争地域及び 高リスク地域	紛争地域及び 高リスク地域
報告内容	3つのステップに沿って紛争鉱物に関する情報を開示・報告	5つのステップに沿ってサプライチェーンにおけるリスクを確認・対応、及び（必要な場合は）報告書の提出	OECD ガイダンスに沿ったデュー・ディリジェンスの実施、加盟国当局への報告、及び情報の公表
その他	スクラップ及びリサイクル材料の使用には適用されない 初回の報告期間 2013年1月1日～2013年12月31日 提出期限 2014年5月31日		インセンティブの提供
規制目的	コンゴ民主共和国の武装集団の資金源を断つこと	企業が人権を尊重し、その鉱物採掘活動を通じて武力紛争の資金源に貢献しないこと	① 鉱物の採掘・貿易が武力紛争の資金源となるリンクを断つ、 ② 紛争地域を原産地とする鉱物に対してEU市場をより責任のあるものにする、 ③ 全サプライチェーンのデュー・ディリジェンス能力を高める

(注) 米国紛争鉱物規制の内容には SEC の運用規則の内容を含む。

(出所) 日本貿易振興会 (2014)、5-6 ページ、表 3 を一部修正。

しかしながら、先に引用したFTSの報告書は、この解釈を支持しつつも、武装集団だけが加害者ではないとしている³⁶。武装集団に加え、「民間の中間管理職、金貸し、売春宿主、ある場合には両親」が奴隷状態を作り出しているという。それゆえ、武力紛争を終わらせることは解決の一部でしかない指摘する。この問題を抜本的に解決するには、「活発で勇氣ある外交努力、コンゴ民主共和国及び近隣諸国の政府に対するあらゆる方向からの圧力、サプライチェーンから奴隷制を排除するための企業に対する規制、消費者や投資家からの圧力、地方レベルでは鉱山地域の治安強化」(傍点は筆者)が必要であるとしている。すでに確立された「収益発生メカニズムを維持する関係者ネットワーク」³⁷を解体するには、OECDガイダンスやEU規制案のように、規制の目的をより大局的なものとする必要があるだろう。

(3) 紛争鉱物規制の報告内容

情報開示の具体的な内容及び手続きについては、紛争鉱物規制そのものではなく、SECによる運用規則(以下ではSEC規則)によって規定されている。同規則によると、規制対象者は以下3つのステップに沿って紛争鉱物に関する情報を開示・報告することが求められている(図表6を参照のこと)。第1ステップでは、規制の適用対象になるかどうかの判断がなされる³⁸。紛争鉱物規制は米国上場企業に適用されるが、そのすべてに適用されるわけではない。「製造または製造委託する製品の機能または製造に紛争鉱物を必要とする企業」であれば、第2ステップに進む。

第2ステップでは、コンゴ民主共和国及び周辺国を原産地とするかどうか、またはリサイクル/スクラップ起源のものかどうかの判断がなされる³⁹。この判断は、「合理的な原産国調査(Reasonable Country of Origin Inquiry)」に基づく必要がある。この調査は、報告企業の規模、製品、サプライヤーとの関係等によって異なるものになる。調査の結果、紛争鉱物がコンゴ民主共和国及び周辺国を原産地としていないか、またはリサイク

図表 6 紛争鉱物に関する情報開示・報告に至る3つのステップ

	判断基準	開示義務
第1ステップ	規制の適用対象になるかどうかの判断 → 紛争鉱物が「その製造または製造委託する製品の機能または製造に必要」かどうか	該当しない場合には開示不要 該当する場合には第2ステップへ
第2ステップ	紛争鉱物が対象国原産であることまたはリサイクル/スクラップ起源からのものでないことを知っているまたはこれらかもしれないと信じる理由があることの判断 → 「合理的な原産国調査」の誠実な実施	該当しない場合にはフォームSDの「紛争鉱物開示」とウェブサイトにおける開示義務 該当する場合には第3ステップへ
第3ステップ	紛争鉱物が対象国原産でないことまたはリサイクル/スクラップ起源からのものであることの判断 → 原産国と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスの実施	該当する場合にはフォームSDの「紛争鉱物開示」とウェブサイトにおける開示義務 該当しない場合にフォームSDの添付書類「紛争鉱物報告書」とウェブサイトにおける開示義務

(出所) 松尾 (2012b)、7 ページ、図表を一部修正。

ル/スクラップ起源のものであることが判明した場合には、「特別開示報告書 (Specialized Disclosure Report; フォームSDと呼ばれる)」に「紛争鉱物開示 (Conflict Minerals Disclosure)」というタイトルをつけ、その本文に以下の3項目を記載してSECに提出する。それは、①製品機能または製品製造に必要な紛争鉱物はコンゴ民主共和国及び周辺国を原産地としていない、またはリサイクル/スクラップである旨、②実施した「合理的な原産国調査」の簡潔な内容と調査の結果、③この情報を掲載している自社ウェブサイトのURLである。

「合理的な原産国調査」の結果、紛争鉱物がコンゴ民主共和国及び周辺国を原産地とする、かつリサイクル/スクラップ起源ではないことが判明した場合には、第3ステップに進み、紛争鉱物の原産地と加工・流通過程

に関してデュー・ディリジェンスを実施しなければならない⁴⁰。その手続きは、OECD ガイダンス等の国内または国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組みに準拠しなければならない⁴¹。この過程で、紛争鉱物がコンゴ民主共和国及び周辺国を原産地としていなかったか、または実際にはリサイクル/スクラップ起源であったことが判明しない限り、企業はフォーム SD に加えて、その添付書類 (exhibit) として、「紛争鉱物報告書 (Conflict Minerals Report)」を提出し、自社ウェブサイトこれを掲載しなければならない。

以上が紛争鉱物規制の報告内容である。その第3ステップでは、準拠すべきデュー・ディリジェンスの枠組みとして OECD ガイダンスがあげられていた。そこで、OECD ガイダンスの「鉱物サプライチェーンにおけるリスクに基づいたデュー・ディリジェンスのための5段階の枠組み」について確認しておこう。ここでいう「リスク」とは、企業運営がもたらす潜在的な悪影響との関連で定義され、それは、企業自身の活動もしくは企業と供給業者やサプライチェーン上の企業や団体などの第三者との関わり合いに起因する⁴²。また、悪影響の中には、人に対する危害 (外的影響)、もしくは評判の失墜や企業の法的責任 (内的影響)、あるいはこの外的・内的影響の双方が含まれることがある。

鉱物サプライチェーンにおいて、企業はリスクに直面する可能性がある⁴³。なぜなら、鉱物の採掘・取引・取扱いは、紛争に資金供給したり、紛争環境を助長、促進、悪化させたりなど、本質的に著しい悪影響を及ぼすリスクがより高いからである。サプライチェーンにおいて生産工程は断片化し、企業自らの位置もしくは企業の供給業者に対する影響力からは独立しているにもかかわらず、企業は、鉱物サプライチェーンのさまざまなポイントで起こる悪影響に一役買ってしまうリスクもしくは関与するリスクから隔離されていない。そのため企業は、採鉱の状況や紛争地域及び高リスク地域で操業する供給業者の関係に関連して生じる悪影響のリスクをすべて特定し、防止もしくは緩和するために、妥当な措置及び誠実な努力とし

でのデュー・ディリジェンスを行う必要がある。

デュー・ディリジェンスのために企業がとるべき措置は、以下5段階の枠組みである。第1ステップは、強固な企業管理システムの構築である⁴⁴。システム構築にあたり、企業は以下のことに取り組むべきであるとされる。それは、①紛争地域及び高リスク地域を起源とする鉱物のサプライチェーンのための企業指針を採用し、供給業者ならびに公に対して明確に説明していくこと、②サプライチェーンのデュー・ディリジェンスを支援するための内部管理を構成すること、③鉱物サプライチェーンの統制と透明性のシステムを設置すること、④供給業者との企業同士の関係を強化すること、⑤企業レベルもしくは業界全体で、早期警戒リスク認識システムとしての苦情処理メカニズムを構築することである。

第2ステップはサプライチェーン内リスクの特定・評価⁴⁵、第3ステップは特定されたリスクに対応するための戦略の立案・実施である⁴⁶。第3ステップにおいて、企業は以下のことに取り組むことが要請される。それは、①サプライチェーンのリスク評価結果を、企業内で任命された経営上層部に報告すること、②リスク管理計画を考察し、採用すること、③リスク管理計画を実施し、リスク緩和の取組みの進行状況や内容を監視・追跡した上、経営上層部に報告すること、④緩和を必要とするリスクのため、または状況に変化があった後に、事実及びリスクについての追加的な評価を引き受けることである。

第4ステップは、サプライチェーンの中の特定のポイントにおいて、独立の第三者によるサプライチェーンのデュー・ディリジェンスの監査の実施⁴⁷、そして第5ステップは、サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する報告の実施である⁴⁸。

4. グローバル SCM への影響

以上、紛争鉱物規制について検討してきた。それでは、同規制はグローバル SCM にどのような影響を及ぼすだろうか。第1に、幅広い業種が規制の対象になるということである。図表1から分かるように、「電気が通る製品はほとんど対象になる。電機電子業界のかんりの企業に影響が及ぶ」ことが考えられる⁴⁹。

第2に、下請け企業への負荷である。情報開示義務が課せられるのは米国で株式上場している企業のみであるが、サプライチェーンを通じてそうした企業とつながりを持つ企業にとっても対応が必要になる。実際、米国に上場していない TDK 株式会社は、国内外の取引先から2千件を超える紛争鉱物に関する調査依頼が来たと述べている⁵⁰。また、電子部品メーカーであるアルプス電気株式会社は、納入先の米国企業から紛争鉱物を使用していない保証を付け、万一使用が発覚した場合の賠償責任を売買契約書に明記するよう要求されている⁵¹。

責任ある SCM に「自主的」に取り組んだ企業は、レピュテーションが上がり、競争力の強化につながるとの考え方がある⁵²。この場合においても、レピュテーションを受ける企業がきちんと調査や認証のコストを負担しているのかどうかを検証する必要があるだろう。サプライチェーンにおいて強い立場にいる企業が下請け企業にコストを負担させ、レピュテーションだけを得ることがないように、私たち消費者が注視する必要があるだろう。

第3に、武装集団と関係ないアフリカの企業や国への影響である。企業がリクス回避のために、規制対象地域からの調達を控えるようになることは十分考えられる。実際に、タングステンの原料となる鉱石について、中国企業の一部はコンゴ民主共和国産などを敬遠し、ロシア産を調達するなどした結果、アフリカ産以外に需要が集中し、その鉱石価格が上昇した⁵³。また、日本企業の中にも、コンゴ民主共和国周辺で産出される鉱物

を利用しない企業が出てきた。千住金属工業株式会社はコンゴ民主共和国周辺で産出される錫の利用を全廃し⁵⁴、パナソニック株式会社と京セラ株式会社はコンゴ周辺で産出される4鉱物（錫、タンタル、タングステン、金）を使わない方針を決定した⁵⁵。

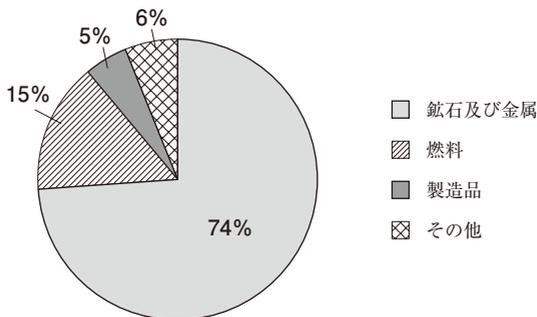
規制において特定の地域や国だけを指定すれば、それは実質的な禁輸措置となり、根本的な問題解決が図られないままに、企業はその活動を他の国や地域に移す恐れがある。4鉱物の生産量に占めるコンゴ民主共和国のシェアは、タンタルが9%を占めるものの、他の紛争鉱物のシェアはそれほど高いわけではない。錫は2%、タングステンと金に至っては1%未満である（図表7を参照のこと）。すなわち、これら鉱物の需要者にとっては、コンゴ民主共和国を原産地とする紛争鉱物を利用せずとも、生産に大した影響はないものと考えられる。しかしながら、コンゴ民主共和国の国際貿易構造をみると（図表8を参照のこと）、鉱石及び金属（ores and metals）が74%を占めており、規制対象となる鉱物を輸出することができなくなれば、重大な影響を被ることが予想される。鉱石及び金属に4鉱物が占める割合は不明であるが、紛争鉱物規制がコンゴ民主共和国の健全な経済にまで打撃を与える可能性は否定できない⁵⁶。

図表7 コンゴ民主共和国の鉱物生産量と世界シェア

	生産量（トン）	シェア
錫	4,800	2%
タンタル	180	9%
タングステン	360	1%未満
金	0.1	1%未満

（注）錫と金は2011年、タンタルは2008年、タングステンは2009年のデータ。
（出所）『日本経済新聞』2013年1月17日、11ページ。

図表 8 コンゴ民主共和国の製品グループ別輸出構造 (2013 年)



(出所) UNCTADstat, Country Profile, Democratic Republic of the Congo,
<http://unctadstat.unctad.org/CountryProfile/180/en180GeneralProfile.html>, 2015 年 3 月 10 日アクセス。

5. むすびにかえて

ラグーは、指導原則によって私たちは、CSR の議論をめぐる「強制的」対「自主的」の対立が引き起こした行き詰まりを乗り越えて進むことができるという⁵⁷。人権を尊重する企業の責任とそれを実現する方法を諸国家が推奨したことは、以前は社会的期待の領域に根拠を持つにすぎなかった規範に、公的な承認を与えることになった。そして、企業が指導原則を採用し、それを企業自身の内部管理制度、さらに供給業者やサービス提供者との契約に組み込むことによって、指導原則は、規制監督者の役割を果たすようになる。

しかしながら、指導原則はあくまでも理念であり、法的拘束力がないことは事実である。果たしてどれだけの企業が「自主的」に指導原則の理念を汲んだ人権尊重責任をサプライヤーとの契約に盛り込むだろうか。結局のところ、その決定は企業の自主性に委ねられている。この点において、指導原則及び OECD ガイダンスは、他国における人権侵害に対し、企業に何らかのアクションを起こすものではない。産業界全体のアクションを

後押しするには、どうしても一定の法的枠組みが必要となってくる⁵⁸。それが、米国の紛争鉱物規制であった。

紛争鉱物規制の成果はまだ分からない。また、SEC規則の中核的要素である、自社の製品に含まれる紛争鉱物がコンゴ民主共和国及び周辺国における武装紛争の資金源となっているか否かに関する表明を企業に義務づける条項の一部を違憲とする判決の影響も懸念される⁵⁹。これは、コロンビア特別地区連邦巡回控訴裁判所（United States Court of Appeals for the D.C. Circuit）が、企業に自社製品について「コンフリクト・フリー（conflict free）とは判定されなかった」との記載を義務づけるSEC規則を、米国憲法修正第1条の「言論の自由」に違反するものであるとして無効としたものである。この判決を受けて、産業界などは、紛争鉱物規制について、そのすべての執行が停止されるべきであるとの声をあげたが、SECは「コンフリクト・フリー」、「コンフリクト・フリーとは判定されなかった」、「コンフリクト・フリーか否か判定不能」のいずれかに製品を分類することを義務づける規定のみを停止し、企業はそれ以外の規定については遵守すべきであるとの声明を発表した⁶⁰。

1990年代以降、直接投資を伴わない外部委託が企業のさまざまな活動に及ぶようになった。それらが織りなすサプライチェーンの範囲は国内に留まらず、国境を越えて広がっている。SCMがその複雑性と広域性をますます増大させるにつれて、企業は、直接的にも間接的にも、人権や環境に関してさまざまな問題を引き起こすようになってきている。紛争鉱物規制が制定されたという事実は、「奴隷状態」をはじめとする人権問題が、企業の自主性に委ねるCSRではもはや対処できないほど深刻なものになったということの意味するのであろう。サプライチェーンの末端にいる私たちは、CSRを「強制的」に後押しすることの是非、そしてその場合の法規制のあり方を、国際社会の一員として真摯に考えていかなければならない。

【謝辞】 本稿は、2つの報告、すなわち「金融規制改革法紛争鉱物規制とSCMへの影響」日本流通学会関東甲信越部会（2014年10月25日、立教大学）及び「グローバルSCMと人権問題—米国金融規制改革法紛争鉱物規制を手がかりとして—」武蔵野大学政治経済研究所2014年度第4回研究フォーラム（2015年2月26日、武蔵野大学）をもとに執筆したものである。両報告会において多くの先生方から貴重なコメントを頂きました。記して深く御礼申し上げます。

参考文献

【米国政府・国際機関資料】

- OECD (2013), *OEDE Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas: Second Edition*, OECD Publishing (OECD (2011)『OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイドランス』OECDパブリッシング)
- Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (2011), *Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework*.
- United Nations Development Programme (2014), *Human Development Report 2014 Sustaining Human Progress: Reducing Vulnerabilities and Building Resilience*. (国連開発計画 (2015)『人間開発報告書2014：人々が進歩し続けるために—脆弱を脱し強靱な社会をつくる』CCCメディアハウス)
- United States Department of Commerce (2014), *Department of Commerce Reporting Requirements under Section 1502 (d) (3) (C) of the Dodd-Frank Act World-wide Conflict Mineral Processing Facilities*.
- United States Government Accountability Office (2010), *The Democratic Republic of Congo: U.S. Agencies Should Take Further Actions to Contribute to the Effective Regulation and Control of the Minerals Trade in Eastern Democratic Republic of the Congo*, GAO-10-1030.
- United States Government Accountability Office (2012), *Conflict Minerals Disclosure Rule: SEC’s Actions and Stakeholder-Developed Initiatives*, GAO-12-763.

United States Government Accountability Office (2013), *SEC Conflict Minerals Rule: Information on Responsible Sourcing and Companies Affected*, GAO-13-689.

United States Government Accountability Office (2014), *Conflict Minerals: Stakeholder Options for Responsible Sourcing Are Expanding, but More Information on Smelters Is Needed*, GAO-14-575.

United States Securities and Exchange Commission (2012), *Conflict Minerals* (Final Rule).

United States Securities and Exchange Commission (2014a), *Order Issuing Stay in the Matter of Exchange Act Rule 13p-1 and Form SD*, Rel. No. 34-72079, May 2.

United States Securities and Exchange Commission (2014b), *Statement on the Effect of the Recent Court of Appeals Decision on the Conflict Minerals Rule*, April 28.

【データベース】

UNCTADstat (<http://unctadstat.unctad.org>)

【国際非政府組織】

Free the Slaves (2011), *The Congo Report: Slavery in Conflict Minerals*.

Global Witness (2011), *Congo's Minerals Trade in the Balance: Opportunities and Obstacles to Demilitarization*.

Human Rights Watch (2010), *Always on the Run: The Vicious Cycle of Displacement in Eastern Congo*.

【英語文献】

Henkin, Louis (1999), "The Universal Declaration at 50 and the Challenge of Global Markets," *Brooklyn Journal of International Law* 25, pp.17-25.

【日本語文献】

KPMG/ あずさ監査法人 (2013) 『紛争鉱物規制で変わるサプライチェーンマネジメント』 東洋経済新報社

石川実令 (2013) 「3PL によるサプライチェーン統合の深化」 日本流通学会監修、木立真直・齋藤雅通編著 『製配販をめぐる対抗と協調—サプライチェーン統合の現段階—』 第9章

海野みづえ (2014) 『新興国ビジネスと人権リスク：国連原則と事例から考える企業

の社会的責任（CSR）』現代人文社

- 梅田徹（2009）『企業倫理をどう問うか：グローバル化時代のCSR〔NHK ブックス 1051〕』日本放送出版協会
- 大石芳裕（2003）「グローバル SCM の現状と課題」『月刊マーケティングジャーナル』 Vol.22、No.4、14-27 ページ
- 久保恵一（2013）「紛争鉱物規則と CSR 調達」『月刊監査役』 No.609、48-51 ページ
- 佐藤泉・高橋大祐（2013）「サプライチェーンにおける CSR 法務戦略（上）—紛争鉱物規制の衝撃と CSR 調達のパラダイムシフト」『NBL』 No.1001、10-17 ページ
- 城順平（2007）「レピュテーションで創造される SCM の新たな価値」『日本物流学会誌』 第 15 号、17-24 ページ
- 高巖（2013）『マネジメント・テキストビジネスエッセックス〔企業倫理〕』日本経済新聞社
- 高橋克己（2013）「動き出した米国紛争鉱物規制をめぐる状況～人権に対し社会的責任をもった原材料調達をすること～」『CIAJ Journal』 Vol.53、No.4、32-35 ページ
- デロイトトーマツ紛争鉱物対応チーム（2013）『ここが知りたい米国紛争鉱物規制—サプライヤー企業のための対策ガイド—』日刊工業新聞社
- 日本貿易振興機構（2014）ブリュッセル事務所海外調査部欧州ロシア CIS 課「紛争鉱物に関する EU の取り組みを巡る動向」
- パラダイス、セオドア・A、クリストファー・J・コダマ、杉山浩司、デイビッド・チェン（2014）「米国紛争鉱物規制に基づく初年度の開示状況に関する検討」『NBL』 No.1040、23-34 ページ
- 松尾直彦（2012a）「ドッド＝フランク法 1502 条の概要と「紛争鉱物」を扱う日本企業への影響」『ビジネス法務』 Vol.12、No.9、108-113 ページ
- 松尾直彦（2012b）「紛争鉱物に関する SEC 最終規則の概要—ドッド＝フランク法 1502 条」『NBL』 No.985、6-9 ページ
- 松野弘・堀越芳昭・合力知工編著（2006）『「企業の社会的責任論」の形成と展開』ミネルヴァ書房
- 宮崎正浩（2012）「責任あるサプライチェーンマネジメント—紛争鉱物を事例として—」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』 第 13 号、55-69 ページ
- ラギー、ジョン・ジェラルド（2014）東澤靖訳『正しいビジネス—世界が取り組む

「多国籍企業と人権」の課題』岩波書店

【新聞・雑誌記事】

「米国でモノが売れなくなる？『紛争鉱物』のリスク」『日経エコロジー』2011年9月、55-59ページ

「知らないでは済まされない『紛争鉱物』規制の衝撃」『日経エコロジー』2013年1月、28-41ページ

三反園哲治「米金融規制法『1502条』の波紋」『日本経済新聞』2014年4月29日、17ページ

「紛争地域産の鉱物米が使用開示義務化へ」『日本経済新聞』2011年10月3日、16ページ

「超硬工具向けレアメタルタンゲステン18%高」『日本経済新聞』2013年3月19日、23ページ

「はんだ原料コング周辺産を全廃」『日本経済新聞』2011年4月6日、14ページ

「パナソニックと京セラ紛争地域の鉱物使わず」『日本経済新聞』2011年7月12日、11ページ

「『紛争鉱物』調査対応急ぐ」『日本経済新聞』2013年1月17日、11ページ

注

- 1 大石（2003），14ページ。
- 2 例えば、石川（2013）を参照されたい。
- 3 梅田（2009），149ページ。
- 4 梅田（2009），100ページ。
- 5 Public Law No.111-203.
- 6 Public Law No.111-203.
- 7 米国連邦議会がこのような認識を持つようになった背景には、紛争鉱物を使用しているグローバル企業に対する国際非政府組織（Enough Project、Global Witness等）による抗議行動を指摘することができる。
- 8 コング民主共和国東部における紛争の歴史的経緯について詳しくは、高（2013），265-274ページを参照されたい。
- 9 United States Government Accountability Office（2014），p.1.
- 10 United States Government Accountability Office（2010），p.16. なお、紛争鉱物規制は、武装集団について、紛争国に関し、1961年対外援助法（Foreign As-

sistance Act of 1961；Public Law No.87-195) 第 116 条 (d) 項及び第 502 条 B (b) 項に基づく毎年の国別人権報告書において、重大な人権侵害を行っている者として特定されている武装集団と定義している。

- 11 United Nations Development Programme (2014), pp.160-163, Table1 (180-183 ページ, Table1). 人間開発指数は、長寿で健康な生活、知識、人間らしい生活水準といった人間開発の 3 つの基本次元における平均達成度を測る指数である。
- 12 Free the Slaves (2011), *The Congo Report: Slavery in Conflict Minerals*. 同報告書は、2010 年 7 月から 9 月にコンゴ民主共和国の 3 つの鉱山地区で実施された 742 名 (子供を含む) を対象とする聞き取り調査をもとに執筆されたものである。他の国際非政府組織による報告書も複数存在するが、概ね内容は共通している。Global Witness (2011)；Human Rights Watch (2010)等を参照されたい。
- 13 外務省ホームページ「世界人権宣言と国際人権規約」2015 年 7 月 21 日アクセス。
- 14 Free the Slaves (2011), pp.12-14；高 (2013), 260-261 ページ。
- 15 Free the Slaves (2011), pp.14-16；高 (2013), 261 ページ。
- 16 Free the Slaves (2011), pp.16-17；高 (2013), 262 ページ。
- 17 Free the Slaves (2011), pp.17-18；高 (2013), 262-263 ページ。
- 18 Free the Slaves (2011), pp.19-20；高 (2013), 263 ページ。
- 19 Free the Slaves (2011), pp.20-21；高 (2013), 263-264 ページ。
- 20 Free the Slaves (2011), pp.21-22；高 (2013), 264 ページ。
- 21 Free the Slaves (2011), p.11；高 (2013), 257 ページ。
- 22 United States Government Accountability Office (2013), p.4. 紛争鉱物規制 (第 1502 条) は、同条 (d) (3) (C) において、商務長官に対して「把握している世界中の紛争鉱物処理施設すべての列挙」を求めている。その要請に対する商務省国際貿易局の回答は以下の通りである。第 1 に金の精製業者 (Global gold refineries) は、オーストラリアに 1 カ所、オーストリアに 1 カ所、ベルギーに 1 カ所、ブラジルに 5 カ所、ブルンジに 1 カ所、カナダに 3 カ所、チリに 1 カ所、中国に 25 カ所、チェコ共和国に 1 カ所、フィンランドに 1 カ所、ドイツに 4 カ所、香港に 2 カ所、インドに 9 カ所、インドネシアに 1 カ所、イランに 1 カ所、イタリアに 1 カ所、日本に 20 カ所、カザフスタンに 3 カ所、大韓民国に 2 カ所、キルギスタンに

1カ所、マレーシアに3カ所、メキシコに2カ所、オランダに1カ所、オマーンに1カ所、フィリピンに1カ所、ポーランドに1カ所、ロシアに8カ所、サウジアラビアに1カ所、シンガポールに1カ所、南アフリカに1カ所、スペインに1カ所、スーダンに1カ所、スウェーデンに1カ所、そしてスイスに6カ所ということで、合わせると139カ所ある。第2にタンタルの精製業者及び精錬業者（Global tantalum refineries and smelters）は、オーストラリアに1カ所、オーストリアに3カ所、ブラジルに5カ所、中国に23カ所、エストニアに1カ所、ドイツに6カ所、インドに1カ所、日本に9カ所、カザフスタンに1カ所、マレーシアに1カ所、メキシコに1カ所、ロシアに1カ所、南アフリカに1カ所、タイに1カ所、英国に1カ所、そして米国に12カ所ということで、合わせると68カ所ある。第3に錫の精製業者及び精錬業者（Global tin refineries and smelters）は、オーストラリアに1カ所、ベルギーに3カ所、ボリビアに5カ所、ブラジルに3カ所、カナダに1カ所、チリに1カ所、中国に33カ所、コンゴ民主共和国に1カ所、チェコ共和国に1カ所、フランスに1カ所、インドネシアに36カ所、日本に12カ所、大韓民国に5カ所、マレーシアに4カ所、ペルーに4カ所、ロシアに4カ所、ルワンダに1カ所、シンガポールに4カ所、タイに5カ所、米国に6カ所、そしてベトナムに1カ所ということで、合わせると132カ所ある。第4にタングステンの消費者（Global consumers of tungsten concentrates）は、オーストラリアに1カ所、カナダに1カ所、中国に54カ所、フランスに1カ所、ドイツに2カ所、インドに4カ所、日本に8カ所、大韓民国に1カ所、ロシアに6カ所、台湾に1カ所、米国に9カ所、ウズベキスタンに1カ所、そしてベトナムに6カ所ということで、合わせると95カ所ある。以上を合計すると、434カ所存在することになる。なお、これらの施設は鉍物の処理施設ではあるものの、紛争鉍物を処理しているのかどうかまでは分からないとのことである。United States Department of Commerce (2014).

- 23 世界人権宣言は、その前文において、「社会の各個人及び各機関が、……これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力する」と宣言している。ここでの「社会の各個人及び各機関」が何を指すのかについては、法人を含むとのルイス・ヘンキン（Louis Henkin）の見解が広く知られている。すなわち、「社会の各個人及び各機関からは、誰も、企業も、マーケットも、サイバースペースも除外されない。世界

- 人権宣言は、それらすべてに適用される」というものである。しかしながら、世界人権宣言はあくまでも宣言であって、法的拘束力を持つものではない。Henkin (1999), p.25；ラギー (2014), 82 ページ。
- 24 梅田 (2009), 116 ページ。
 - 25 高 (2013), 111 ページ。
 - 26 Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (2011), p.13；高 (2013), 115 ページ。
 - 27 Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (2011), pp.13-14；高 (2013), 115 ページ。
 - 28 「国際人権章典」は、世界人権宣言、2つの国際人権規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約への第一及び第二選択議定書からなる。国連広報センターホームページ「国際人権章典」2015年7月25日アクセス。
 - 29 Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (2011), pp.14-15；高 (2013), 115-116 ページ。
 - 30 Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (2011), p.15；高 (2013), 116 ページ。
 - 31 Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (2011), pp.15-16；高 (2013), 116 ページ。
 - 32 ラギー (2014), 174-175 ページ。
 - 33 高 (2013), 117 ページ。
 - 34 United States Securities and Exchange Commission (2012), pp.61-67；KPMG/ あずさ監査法人 (2013), 68-69 ページ。
 - 35 United States Government Accountability Office (2010), p.19.
 - 36 Free the Slaves (2011), p.5；高 (2013), 259-260 ページ。
 - 37 ラギー (2013), 73 ページ。
 - 38 United States Securities and Exchange Commission (2012), pp.40-94.
 - 39 United States Securities and Exchange Commission (2012), pp.140-166.
 - 40 United States Securities and Exchange Commission (2012), pp.166-234.
 - 41 OECD ガイダンスは、金とその他の紛争鉱物（錫、タンタル、タングステン）とでその内容を異にしている。
 - 42 OECD (2013), p.13 (13 ページ)。
 - 43 OECD (2013), p.14 (13-14 ページ)。

- 44 OECD (2013), p.17 (17 ページ).
- 45 OECD (2013), p.18 (17-18 ページ).
- 46 OECD (2013), p.18 (18 ページ).
- 47 OECD (2013), p.19 (18 ページ).
- 48 OECD (2013), p.19 (18-19 ページ).
- 49 『日経エコロジー』 2013 年 1 月号、29 ページ。
- 50 『日本経済新聞』 2014 年 4 月 29 日、17 ページ。
- 51 『日本経済新聞』 2011 年 10 月 3 日、16 ページ。
- 52 「コーポレート・レピュテーション」の概念であり、「その企業が価値ある成果を生み出す能力を持っているかどうかに関して、その企業の活動に利害関係を持つ人々が抱いているイメージの集積」等と定義される。城 (1997), 23 ページ。
- 53 『日本経済新聞』 2013 年 3 月 19 日、23 ページ。
- 54 『日本経済新聞』 2011 年 4 月 6 日、14 ページ。
- 55 『日本経済新聞』 2011 年 7 月 12 日、11 ページ。
- 56 コンゴ民主共和国では、実際に、ジョゼフ・カビラ (Joseph Kabila) 大統領が、2010 年 9 月にとりわけ紛争の激しい東部地区の採掘禁止措置をとったことがあるが、それは結局、地元社会と経済に深刻な悪影響を及ぼすこととなった。この措置により多くの労働者が鉱山を離れたため、武装勢力はそれまで以上に鉱山に対するコントロールを一層強固にするという結果を招いた。その際、新たな労働力として投入されたのは、外部からの攻撃に弱い孤立した地域の労働者や住民であった。採掘禁止は 2011 年 3 月に解除されたが、この鉱物採掘問題は、SEC 規則による対応へと発展していくことになる。Free the Slaves (2011), p.8; 高 (2013), 259 ページ。
- 57 ラギー (2013), 176 ページ。
- 58 高 (2013), 286-287 ページ。
- 59 パラダイス他 (2014), 23-26 ページ。
- 60 パラダイス他 (2014), 26 ページ。